

平成21年 第3回 能登町議会臨時会

会期日程表

平成21年5月

会期	日	曜	開議時刻	摘 要
第 1 日	29日	金	午後2時00分	開 会 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 会 期 の 決 定 諸 般 の 報 告 議 案 上 程 提 案 理 由 の 説 明 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 閉 会

開 会（午後 2 時 1 0 分）

開会・開議

議長（山崎元英）

ただいまから、平成 2 1 年第 3 回能登町議会臨時会を開会します。ただいまの出席議員数は 2 0 人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（山崎元英）

日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第 1 1 9 条の規定によって、1 8 番新平悠紀夫君、2 0 番大谷内義一君を指名いたします。

会期の決定

議長（山崎元英）

日程第 2 「会期の決定」を議題にします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日 1 日とすることに決定いたしました。

諸般の報告

議長（山崎元英）

日程第 3 「諸般の報告」を行います。
春の叙勲において、能登町字松波 1 0 字 2 1 の 3、浜田実 前議員が旭日双光章を受章されました。
また、去る 4 月 3 0 日、金沢で開催されました、石川県町村議会議長会定期

総会において、菊田俊夫議員と、石岡安雄議員の二人が、全国町村議会議長会から11年以上在職する自治功労議員として、表彰状の伝達がなされましたので、ご報告申し上げます。誠にありがとうございました

また、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員の出席を求めたところ、説明員として本日の会議に出席している者の職・氏名は、別紙の説明員名簿として、お手元に配布しましたのでご了承を願います。

これで、諸般の報告を終わります。

報告第1号～議案第51号

議長（山崎元英）

日程第4 報告第1号「平成20年度能登町一般会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて」から、日程第16 議案第51号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」までの、13件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、持木一茂君。

提案理由の説明

町長（持木一茂）

本日、ここに平成21年第3回能登町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご多用の折にもかかわらずご出席を賜わりまして、誠にありがとうございます。本日提案いたしております、各議案の提案理由をご説明する前に、一言ごあいさつを申し上げます。

「新型インフルエンザ」の国内感染者が、去る5月16日に初めて確認されてからわずか3日のうちに、大阪府と兵庫県で100人を超え、世界中に広がる「新型インフルエンザ」との戦いが、日本でも、新たな局面に入っています。危険度の高いウイルスに変異する可能性に警戒を怠ってはなりません。従来の季節性インフルエンザでも日本だけで毎年約1,000万人が感染し、合併症などで約1万人が死亡しています。

政府は去る5月22日に新たな行動計画を発表し、感染者が急速に増加している地域については、季節性インフルエンザ並みの対応を容認しました。

現在、石川県内では、12カ所の発熱相談センターで、24時間態勢で電話を受け付けており、相談件数は5月20日現在で1,929件に上っています。

また、県内13病院にある発熱外来での受診者は、59人となっていますが、

県内での感染者は今のところ確認されておられません。ウイルスの性質や人の動きを考えますと、石川県への感染拡大を覚悟する必要がありますが、恐れすぎず、侮らず、冷静に対処することが第一と考えております。

能登町におきましては、5月18日に新型インフルエンザ対策本部を設置し、最新の情報を収集しながら警戒にあたるるとともに、5月19日には、新型インフルエンザ対策をまとめたチラシを全戸配布いたしました。新型インフルエンザが、地震や風水害のような自然災害と最も違う点は、人にだけ被害をもたらす、人により被害が拡大するという点であります。つまり、町民の皆様が新型インフルエンザの知識を正しく認識し、いざという時に適切に対応することが大切です。

今回の新型インフルエンザは、油断はできませんが、早期に適切な治療を受ければ恐れることはありません。町民の皆様には、むやみに恐れることなく正しい情報に基づいて冷静な行動を取られますようお願いいたします。

また、新型インフルエンザ対策は、これから長期化する可能性が高く、最新の情報を収集しながら、早め早めの決断と行動が求められておりますので、議員各位におかれましても、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日ご提案いたしました報告11件及び議案2件につきまして、ご説明いたします。

まず初めに、報告第1号から報告第8号までについては、平成20年度の能登町一般会計及び特別会計において、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、補正予算の専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し承認を求めるものであります。

今回の補正は、事業費の確定によるものが主なものでありますが、特に、本年の2月に臨時議会で議決いただきました「地域活性化・生活対策臨時交付金事業」の確定により、全体事業費では、3,289万3千円の減額で、4億4,562万5千円となり、所要の目設定や組み替えを行うとともに、繰越明許費の補正を行っております。

また、歳入では、能登町にご縁のある方々から「ふるさと納税」として貴重な寄附金を頂きました。今回、150万7千円を「ふるさと能登町応援寄附金」として受入し、「ふるさと納税」の目的にそった施策に充当させていただきました。この場をお借りし、あらためて感謝申し上げますと共に、貴重な伝統文化や豊かな自然環境を守り続けるなど、応援して頂いた方の期待に添えるよう、今後とも努力していかねばならないと考えております。

その他、地方債をはじめとする、歳入の調整を行い、財政調整基金及び減債基金に積立を行っておりますので宜しくお願いいたします。

報告第1号「平成20年度能登町一般会計補正予算（第8号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ742万円を追加し、予算総額を、139億3,952万5千円とするものです。

歳出の主な内容としましては、第2款「総務費」で2億566万9千円の追加を行いました。その内容は、第1項「総務管理費」において、「一般管理費」及び「財政管理費」で、通信運搬費等、管理事務費を減額し、「企画費」及び「交通対策費」では、事業費の確定により奥能登広域圏事務組合への負担金や路線バス運営補助金等の減額を行なっております。

「諸費」では、国庫委託金の確定により自衛隊募集事務費の追加を行い、「地域活性化・生活対策臨時交付金事業費」では、事業の組み替えによる追加を行い、「定額給付金給付事業費」では、組み替えの調整を行っております。

また、「基金管理費」では、財政調整基金に9,679万5千円、減債基金に1億円をそれぞれ積み立てることとし、追加計上いたしました。

第4項「選挙費」においては、財源調整のほか、「石川海区漁業調整委員会委員選挙」及び「能登町長選挙」がそれぞれ無投票となり減額しております。

第5項「防災費」では、「地域活性化・生活対策臨時交付金事業費」の目の組み替えによる減額を行っております。

第3款「民生費」では、1億416万9千円の減額を行いました。

第1項「社会福祉費」において、「社会福祉総務費」では、灯油購入助成金の確定による減額をし、「障害者福祉費」では、障害者医療費助成事業及び障害者自立支援給付事業において扶助費の確定による減額と、平成19年度国庫負担金の精算に伴う償還金を追加いたしました。

「老人福祉費」につきましては、老人福祉施設入所措置事業の減額を行っております。その他、老人保健特別会計繰出金及び国民健康保険特別会計繰出金を減額し、「後期高齢者医療費」では、事業費の確定により事務費の減額や後期高齢者医療広域連合への負担金の減額を行っております。

「地域活性化・生活対策臨時交付金事業費」では、目の組み替えによる追加を行っております。

第2項「児童福祉費」では、私立保育園運営費への補助金を追加していますが、それぞれ事業費の確定によるものでありますので宜しくお願いいたします。

また、「地域活性化・生活対策臨時交付金事業費」では、目の組み替えによる減額を行っております。

第3項「災害救助費」では、被災者再建支援事業費の確定による減額を行っております。

第4款「衛生費」では、1,007万4千円の減額であります。

第1項「保健衛生費」においては、「地域活性化・生活対策臨時交付金事業費」で、目の組み替えによる減額を行い、第2項「清掃費」においては、事業費の確定により事務費や埋立処分場及び内浦クリーンセンターの管理費の減額を行っております。

また、「地域活性化・生活対策臨時交付金事業費」では、目の組み替えによる追加を行っております。

第3項「水道費」においては、簡易水道事業特別会計への繰出金を減額し、「地域活性化・生活対策臨時交付金事業費」は、財源の調整であります。

第6款「農林水産業費」では、376万7千円の減額であります。

第1項「農業費」において、「農業振興費」の財源調整のほか、「農地費」では、県営ふるさと農道整備事業の確定による負担金の減額を行っております。

また、「地域活性化・生活対策臨時交付金事業費」では、事業費の組替え調整と減額を行っております。

第2項「林業費」において、「林業振興費」の県単荒廃地復旧事業費及び「地域活性化・生活対策臨時交付金事業費」の林業防災対策事業は、事業費の確定による減額を行っております。

第3項「水産業費」において、「水産業振興費」、「漁港管理費」及び「漁港建設費」については、地方債の確定による財源の調整であります。

「地域活性化・生活対策臨時交付金事業費」では、事業費の組み替え調整と減額を行っております。

第7款「商工費」では、844万円の減額であります。

第1項「商工費」において、「観光費」で、事業費確定による事務費や観光施設特別会計繰出金を減額しているほか、国定公園補修事業として県の採択を受けたことにより、九十九湾遊歩道補修費を追加いたしました。

また、「地域活性化・生活対策臨時交付金事業費」では、事業費の減額を行っております。

第8款「土木費」では1,915万8千円の減額を行いました。

第1項「土木管理費」において、職員人件費を減額し、第2項「道路橋りょう費」では、地方債の確定による財源調整を行い、「地域活性化・生活対策臨時交付金事業費」において、事業費の組み替え調整と減額を行っております。

第3項「河川費」においても、財源の調整であります。

第5項「都市計画費」において、財源の調整のほか、県営新町通り線街路整備事業の負担金及び公共下水道事業特別会計繰出金の減額を行っております。いずれも事業費の確定によるものでありますので宜しくお願いいたします。

第9款「消防費」では、805万6千円の減額であります。

「消防施設費」において地方債の確定に伴う調整をしたほか、「地域活性化・

生活対策臨時交付金事業費」では、事業費の減額を行っております。

第10款「教育費」では、4,458万5千円の減額であります。

第1項「教育総務費」において、職員人件費を減額し、第2項「小学校費」及び第3項「中学校費」においては、「地域活性化・生活対策臨時交付金事業費」で、目の組み替えによる減額を行っております。

第4項「社会教育費」において、職員人件費の減額をはじめ、埋蔵文化財発掘調査事業の確定による減額を行っております。

また、「地域活性化・生活対策臨時交付金事業費」では、目の組み替えによる減額を行っております。

第5項「保健体育費」においては、地方債の確定による財源の調整であります。

第11款「災害復旧費」では、同じく、地方債の確定による財源の調整であります。

第12款「公債費」では、真脇遺跡整備事業の公債費分の県補助金の確定により財源の調整を行ったものでありますので宜しくお願いいたします。

以上の補正財源として、歳入には、第4款「配当割交付金」を19万円、第6款「地方消費税交付金」を612万8千円、第8款「地方特例交付金」を76万8千円、第9款「地方交付税」を1億9,686万1千円、第12款「使用料及び手数料」を9千円、第15款「財産収入」を340万6千円、第16款「寄附金」を百71万2千円、第20款「町債」を40万円追加し、第2款「地方譲与税」、第3款「利子割交付金」、第5款「株式等譲渡所得割交付金」、第7款「自動車取得税交付金」、第10款「交通安全対策特別交付金」、第11款「分担金及び負担金」、第13款「国庫支出金」、第14款「県支出金」、第17款「繰入金」及び第19款「諸収入」を減額して収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、報告第2号「平成20年度能登町有線放送事業特別会計補正予算(第3号)」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ855万円を減額し、予算総額を、1億6,353万8千円とするものです。

その主な内容は、「地域活性化・生活対策臨時交付金事業」の確定による減額であります。

次に、報告第3号「平成20年度能登町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億5,719万9千円を減額し、予算総額を27億4,514万3千円とし、直営診療施設勘定では、51万6千円を減額し、予算総額を582万6千円とするものです。

保険事業勘定の主な内容は、事務事業費や保険給付費の確定に伴う減額であ

り、この財源として、歳入の第4款「療養給付費交付金」を779万9千円、第11款「諸収入」を297万7千円を追加し、第1款「国民健康保険税」、第3款「国庫支出金」、第6款「県支出金」及び第9款「繰入金」を減額して収支の均衡を図りましたので宜しく願います。

直営診療施設勘定の内容は、瑞穂診療所運営に係る医療用経費の確定による減額であり、この財源として歳入の第3款「繰入金」を減額して収支の均衡を図りましたのでよろしく願います。

次に、報告第4号「平成20年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,684万7千円を減額し、予算総額を2億8,151万6千円とするものです。

その主な内容は、後期高齢者医療広域連合への納付金の確定による減額であります。

この財源として、歳入の第1款「後期高齢者医療保険料」、第3款「繰入金」及び第4款「諸収入」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しく願います。

次に、報告第5号「平成20年度能登町老人保健特別会計補正予算（第3号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,459万6千円を減額し、予算総額を3億843万3千円とするものです。

その主な内容は、医療給付費等の確定により、一般会計との会計間の繰出金及び繰入金を純計したことによる減額であり、この財源として、歳入の第1款「支払基金交付金」を226万6千円、第3款「県支出金」を1万9千円、第6款「諸収入」を41万円を追加し、第2款「国庫支出金」及び第4款「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しく願います。

次に、報告第6号「平成20年度能登町観光施設特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ432万8千円を減額し、予算総額を6,681万7千円とするものです。

その主な内容は、観光施設管理費の修繕費の減額と地域活性化・生活対策臨時交付金事業費の組み替え調整を行ったものであります。

この財源として、歳入の第3款「繰越金」を10万円を追加し、第2款「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しく願います。

次に、報告第7号「平成20年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ101万円を追加し、予算総額を8億2,382万9千円とするものです。

その主な内容は、下水道事業受益者負担金の確定に伴い、「一般管理費」における、一括納付報償金の増額であります。

この財源として、歳入の第1款「分担金及び負担金」を950万8千円を追

加し、第5款「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、報告第8号「平成20年度能登町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ290万円を減額し、予算総額を4億6,140万円とするものです。

その主な内容は、平成19年度許可債の長期債金利が確定した事による公債費の減額であります。

この財源として、歳入の第4款「繰入金」及び第7款「町債」を減額して収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、報告第9号「能登町税条例等の一部を改正する条例について」、報告第10号「能登町都市計画税条例の一部を改正する条例について」及び報告第11号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」の報告3件については、地方税法の一部改正に伴い、能登町税条例、能登町都市計画税条例及び能登町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

能登町税条例改正の主な内容は、個人住民税における住宅ローン特別控除の創設と固定資産税等の土地に係る負担調整措置の適用年度を延長するものであり、能登町都市計画税条例改正の主な内容は、固定資産税の改正に伴い土地に係る都市計画税の負担調整措置の適用年度を延長するものであります。

また、能登町国民健康保険税条例改正の主な内容は、国民健康保険税のうち、介護納付金分の課税限度額を9万円から10万円に引き上げるものでございます。

次に、議案第50号「常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第51号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

今、我が国は100年に一度の経済危機と言われております。

本年の民間企業の春季賃金改定期における夏季一時金の決定状況は、昨年来の世界的な金融危機を発端とした景気の急速な悪化に伴い、民間では、非正規の労働者を中心として大変な雇用不安が広がっており、正規の労働者についても、大幅な給与、特に一時金のカットが進んでいます。

また、民間のボーナスというのは、業績連動の部分がありますから、全体としては10%から15%ぐらいのカットの状況で妥結をしている厳しい状況になっており、このような急速かつ大幅な一時金の減少は極めて異例の事態であります。

民間の夏季一時金と公務員における賞与に大きな乖離があることは 適当で

なく可能な限り民間の状況を公務員に反映することが望ましいものであります。

また、12月の賞与で、1年分を精算しようとする大きな減額となる可能性が高いことから、人事院は、5月1日に、本年6月に支給すべき期末手当及び勤勉手当の支給月数について、暫定的な措置として支給月数の一部を凍結する勧告をしました。

人事院勧告は、公務員が労働基本権を制約されていることに対する代償措置であり、公務員の給与については民間の動向を的確に反映させることが要請されており、暫定的な措置であっても、人事院勧告を尊重しなくてはならないと考えています。

本条例の改正は、その性質上専決処分によることなく、議会の慎重な審議を経た議決が必要なことに加えて、次期の期末・勤勉手当の支給基準日が6月1日であることから、これに間に合わせるため急きょ本日の臨時議会を開催していただいたものであります。

以上、本臨時会に提出いたしました議案等につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、重ねて慎重なご審議をいただいたうえで、適切なるご決議を賜われますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

(委員会付託の件)

議長（山崎元英）

以上で、提案理由の説明が終わりました。お諮りします。報告第1号から議案第51号までの以上13件については、委員会付託を省略し、全体審議といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。

よって、報告第1号から議案第51号までの以上13件については、委員会付託を省略し、全体審議とすることに決定しました。

質 疑

議長（山崎元英）

これから質疑を行います。質疑はありますか。2番 椿原安弘君。

2番（椿原安弘）

専決処分の報告でございますが、報告第1号、平成20年度能登町一般会計補正予算についてお聞きしたいと思います。

予算書18ページによれば、9款の地方交付税につきましては、1億9,686万1千円となっております。これはまあ特別交付税ということで、6億円余り見ておったのが、8億円になったということで、これは大変結構なことだと思います。

そういう関係で21ページの17款の基金の繰入金、8,792万6千円、これは財政調整基金、全額返額したということでございます。

そういうことでお聞きしたいんですけども、20年度末の財政調整基金の基金残高はいくらぐらいになりましたか。

もう一点。20ページの寄附金でございますが、ふるさと能登町応援寄付金が150万7千円、今回補正となっております。これも大変ありがたいことなんですけども、人数にして何人になったか、それも教えていただきたいと思えます。以上です。

議長（山崎元英）

企画財政課長 高雅彦君。

企画財政課長（高雅彦）

椿原議員のご質問にお答えします。まず20年度末の財政調整基金の残高についてのご質問でございます。20年度末の見込みでございますが、先ほど椿原議員さんのおっしゃったとおり20年度は財政調整基金からの繰り入れを行わず、なおかつ9,679万5千円を新たに積みますということで、20年度末の見込みがですね、5億248万4千円の見込みでございます。

それと歳入にありました、ふるさと納税寄付金でございますが、150万7千円、何人だったかということです。27人でございます。

議長（山崎元英）

ほかに質疑はありませんか。17番 多田喜一郎君。

17番（多田喜一郎）

私は129ページお願いします。この施設管理費の説明をですね、本予算の関係を説明願いたいと思えます。3月の本予算にも同じような数字が出ておまして、今回の減額はどうかということでございます。

議長（山崎元英）

ふるさと振興課長 佐野勝二君。

ふるさと振興課長（佐野勝二）

観光特別会計の施設管理費、修繕費ですけれども。修繕費で減額しております129ページですけれども、ラブロ恋路の50万円、セミナーハウスの50万円、ふれあいの里の100万円。この3ヶ所につきましては修繕箇所、支出がなかったということでございます。

やなぎだ荘については1件、38万9千円の支出がございました。これは浴室の配管修繕ということなんです。

真脇ポーレポーレにつきましては2件、67万2千円。これは冷温水器の修繕が2件ございました。

それから縄文真脇温泉につきましては、5件の修繕。濾過器の修繕、電気設備等の修繕等で5件、261万1千円の修繕があったということなんです。

21年度の予算との関係はということですが、21年度につきましても、20年度と同額の修繕費を計上しているかなと思います。ただ21年度は修繕にかかる分は負担金という名目で計上しています。

議長（山崎元英）

17番 多田君。

17番（多田喜一郎）

そうしたら盛ってあったけれども使わなかったということですね。今年度もまた盛ったということか。なんか事務的にいらんものでも盛ってあるみたいな気がしてならない。盛らなきゃならんのを盛ったのか。それとも今言ったみたいに仕方なしに盛ったのかという気がするんですが。

議長（山崎元英）

ふるさと振興課長 佐野勝二君。

ふるさと振興課長（佐野勝二）

3月議会するときにも鶴野議員から同様の質問があったかなというふうに理解しておりますけれども。指定管理している施設におきまして修繕が発生する場合は、例えば50万円を超える分にあっては超えた分を町が負担をするというような取り決めになっております。営業施設におきまして修繕が発生しますと、

すぐに直さないといけないということもありますので、予備的といいますか、万が一に備えて予算を盛っているということです。ですから20年度におきましては、なかった分を減額補正したということで、よろしくをお願いします。

議長（山崎元英）

ほかにございませんか。14番 鶴野幸一郎君。

14番（鶴野幸一郎）

一般議案の50号、51号。いわゆる一般職の職員給与に関する条例の一部を改正するという事なんですが。いわゆる6月分のボーナスをカットするという案件であります。これについて反対するというんじゃなくて、賛成なんですけども、少し考え方の件について町長に質したいと思っております。

この3月にですね、3年間ボーナスをずっと一般職、特別職、そして議員、全て20%軒並みカットして3年間やってきたということで、よく耐えてくれたと町長はその20%分を元に戻すと100%の支給にするというお話でした。これが約2ヶ月ほど前。確信を持って町長言われました。私はそうじゃなくって、全部戻さなくても10%くらいにして、あとは町民にも還元すべきではなかろうかというご意見を少々申し上げたと思っておりますが、町長は職員も頑張ってくれたということで、100%に戻すことを徹底されたわけですが、わずか3ヶ月足らずのこの段階において、また職員は10%ほど切られるということになるわけですが。喜んだあとにまたドシャンと落ちるような雰囲気かなあと私は思うんです。

これは朝令暮改ということに等しいんじゃないかと。朝令暮改と言われても仕方ないんじゃないか。朝、命令したことが夕方変わったと。まずい町政の例として町民の信頼を失う例として、そういう言葉がありますが。私はそういうことになってくるんじゃないかなあと危惧するわけですが、この点、町長どう思われますか。

議長（山崎元英）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今回の判断は町民の信頼を失うとは思っておりません。3月に答弁したときにはやはり、これまでの3年間、職員には本当によく我慢してくれたということで、ああいう判断をさせていただきましたし、今回の5月1日の人事院勧告、これがあるということはその時には思っておりませんでした。しかしながら

やはり、百年に一度と言われるような社会経済危機がこれだけ長引いて、民間が苦しんでいるということで、人事院のほうもそういう判断をされたんじゃないかなと思っておりますので、やはりここは人事院勧告に関しまして、それに従うのも自治体の在り方かなという判断で、今回は0.2ヶ月分を減額ということにさせていただきました。

議長（山崎元英）

14番 鶴野幸一郎君。

14番（鶴野幸一郎）

人事院勧告に従うということは、それはそれでいいと思います。ただ、3月議会の町長の答弁の中に、財政も見通しがたったということがひとつ挙げられる。そして職員もよく頑張ったと。

こういうことから20%カットを元に戻すということで、相当大規模な金額ですね。今見ても10%カットした分で3,800万円近く出てますので、多分20%ならですね、8,000万円近くになるんじゃないかなと思うんですが、これだけの金額を町長、思い切って捻出されたということで、ある意味じゃ非常に敬意を表するわけですが。ただ、人事院勧告に従った分は予想してない部分であるということになればですね、その金が浮いてくるんじゃないかなと、3,800万円。この浮いてきた金を一体どうされるのか。やはり私は町民にそのまま還元していくのが正しいことではないかなと思うんです。

よく言われるように、今、百年に一度の不況、不況ということは世の中に金が出回らないことなんですね。これを引き上げて貯蓄のほうに回しておったんじゃない何にもならないわけで。職員からいただいた、この貴重な財源は町民福祉、あるいは町民サービスにきちっと即座に還元していく。これが理論的に私は正しいと思うんですが町長いかがでしょう。

議長（山崎元英）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

議員おっしゃるように3,800万円近くの影響額があるということでありますが、それはやはり町民のために使うのが本筋だと思っております。

今後、国のほうの補正によりまして、公共投資臨時交付金、あるいは経済危機対策臨時交付金等が出てこようかと思っております。その財源に充てて、住民の皆さんのための福祉、あるいは教育、防災というふうに使っていきたいな

と考えています。

議長（山崎元英）

ほかにございませつか。

（「質疑なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長（山崎元英）

これから討論を行います。討論はありませつか。

（「討論なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

報告第1号～議案第51号

議長（山崎元英）

これより採決をいたします。

報告第1号 平成20年度能登町一般会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて。

報告第2号 平成20年度能登町有線放送事業特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて。

報告第3号 平成20年度能登町国民健康保険特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて。

報告第4号 平成20年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて。

報告第5号 平成20年度能登町老人保健特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて。

報告第6号 平成20年度能登町観光施設特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて。

報告第7号 平成20年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについて。

報告第8号 平成20年度能登町簡易水道事業特別会計補正予算にかかる専決処分の承認を求めることについてまでの8件を一括採決いたします。

お諮りします。

報告第1号から報告第8号までの8件は、報告のとおり承認することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

はい、ありがとうございました。起立全員であります。

よって、報告第1号、報告第2号、報告第3号、報告第4号、報告第5号、報告第6号、報告第7号、報告第8号は、報告のとおり承認されました。

次に、報告第9号 能登町税条例等の一部を改正する条例についてにかかる専決処分の承認を求めることについて。

報告第10号 能登町都市計画税条例の一部を改正する条例についてにかかる専決処分の承認を求めることについて。

報告第11号 能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてにかかる専決処分の承認を求めることについてまでの3件を一括採決します。

お諮りします。

報告第9号から報告第11号までの3件は、報告のとおり承認することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

はい、ありがとうございます。起立全員であります。

よって、報告第9号、報告第10号、報告第11号は、報告のとおり承認されました。

次に、議案第50号 常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第51号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまでの2件を一括採決します。

お諮りします。

議案第50号から議案第51号までの2件は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

はい、ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第50号、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

発議第2号

議長（山崎元英）

日程第17 菊田俊夫君ほか2人から提出された、発議第2号「議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。10番 菊田俊夫君。

提案理由の説明

10番（菊田俊夫）

ただ今、上程されました発議第2号「議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の提案理由の説明をいたします。

この条例については人事院勧告の取り扱いを踏まえ、現下、経済情勢を考慮し、勧告制度の趣旨が尊重されるよう対処すべく、平成21年に支給する期末手当に関する特別措置として、現行の期末手当1.60ヶ月分を0.15ヶ月分減額した1.45ヶ月分とするものです。

つきましては議員各位におかれまして、ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

質 疑

議長（山崎元英）

以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長（山崎元英）

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

議長（山崎元英）

これから、採決を行います。この表決は、起立によって行います。

発議第2号「議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

はい、ありがとうございました。起立全員であります。

よって、発議第2号「議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議されました議件は全部終了いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長、持木一茂君。

町長挨拶

町長（持木一茂）

平成21年第3回能登町議会臨時会の終わりにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。議員各位におかれましては、慎重なるご審議を賜り、提出案件を原案どおり承認、可決いただきまして、誠にありがとうございます。

国も地方も財政状況に好転の兆しが見えない中で、不断の行政改革が求められており、無駄を排した簡素で効率的な行政運営の中に、地域資源、あるいは地域住民やNPOなどとの協働を進めることで、地域力を高めてまいりたいと

考えております。

また、国の追加補正で計上されました、公共投資臨時交付金や、経済危機対策臨時交付金の各事業を6月議会定例会に補正計上させていただきたく、議員各位のご支援並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いたします。

本日はどうもありがとうございました。

閉 議・閉 会

議長（山崎元英）

これをもちまして、平成21年第3回能登町議会臨時会を閉会いたします。皆さんどうもご苦労さまでした。

閉会 午後3時03分

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成21年5月29日

能登町議会議長 山 崎 元 英

署 名 議 員 大谷内 義 一

署 名 議 員 新 平 悠紀夫